

スポーツの所管に関する他都市の状況について

平成 28 年 4 月 1 日現在

1 スポーツに関する事務を首長部局が所管している市町村

	所管している	所管していない
中核市 (46)	28 (61%)	18 (39%)
神奈川県内 (31)	16 (52%)	15 (48%)

2 首長部局が所管している場合の根拠法令

	地教行法 第 23 条 (権限の移管)	地方自治法 第 180 条の 7 (事務委任)	地方自治法 第 180 条の 7 (補助執行)	その他
中核市 (28)	22 (78%) <small>注 1</small>	1 (4%)	4 (14%)	1 (4%)
神奈川県内 (16)	13 (81%) <small>注 2</small>	—	2 (13%)	1 (6%)

注 1 : 22 市のうち 2 市では学校体育施設開放事務は補助執行

注 2 : 12 市町のうち 5 市では学校体育施設開放事務は補助執行

3 首長部局が所管している主な目的 (趣旨・メリット)

(中核市回答から)

- ・ 教育の枠にとらわれず、地域づくりの観点から文化スポーツの施策を市民生活に関連する他の施策と連携し、市の総合的な施策として一元的な取り組みの推進が可能となる。
- ・ 市長部局内の施策との連携を図り、これまで以上に効果的・積極的にスポーツ施策を展開していくことができる。
- ・ 事務の効率化、市民サービスの向上等が図れる。
- ・ 地域づくりや市民の健康増進等とのより一層の連携強化を図るとともに、賑わいづくりや交流の創出という視点からまちづくりと一体となって施策を展開し、スポーツを地域に広げていくことができる。
- ・ 市民の意思や地域特性をよりいっそう反映した市政運営を図るため。
- ・ コンベンション効果を意識した事業展開を進め、市の P R 効果を増進させた。

(神奈川県内市町村回答から)

- ・ 教育の枠組みを超えて、高齢者福祉や地域づくりなど広く市民や地域と協働していくため。
- ・ 大きなスポーツ大会等の誘致も首長部局で実施する方が効果的。
- ・ 教育委員会を学校教育に重点を置いた組織とした。